

# 健康と産業と文化の祭典



保健推進員コーナー

健康と産業と文化の祭典が、11月3日を中心に開催されました。当日は、あいにくのお天気でしたが、多くの方々にご来場いただきました。健康管理センターでは、歯科健康相談や介護相談会、脳・血管年齢の測定が行われました。外の会場では、坂下産小麦粉を使ったこ焼き、ピザ、からあげの販売、ばんげ軽トラ市等による農産物や加工品の販売、新そばの即売会が行われ、農産物を買いたい求める人や新そばを味わう方が多く訪れました。

また、町民体育館や中央公民館では金銀交流サロンでは、書や絵画、俳句など、町民のみなさんの作品が展示され、訪れた方は作品を鑑賞していました。



青少年ボランティア

## 〈よい歯の子表彰〉

表彰式・各受賞者

(敬称略)

### ●坂下東幼稚園

伊関 夢琉・佐藤 蒼	畑中 侑人・佐藤 華	上野 颯太・塩田 寛明	川俣 莉子・長谷川 琉莉	稲村 大樹	板橋 壮大・安藤 駿	廣木 空良・荒井 朗渡	佐川 詩織・長峯 史弥	佐藤 蓮斗・若林 絢音	築田 愛紗・加藤 永睦
------------	------------	-------------	--------------	-------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------

### ●坂下南幼稚園

渡辺 鈴華・桑原 聖	高梨 來也・唐司 椰々美	渡部 ゆき・二瓶 叶望	谷澤 絆・坂内 大葵	佐瀬 晶紀・平田 春舞	山内 理緒・山内 斗愛	入谷 咲子・栗田 歩夢	齋藤 由翔・渡部 向日葵	佐藤 綾乃・白井 希実	二瓶 由郁・鈴木 美希	長岡 結萌乃・広瀬 瑞姫	生江 優菜・荒瀬 和依	村田 一華・金子 葵	上野 凜・桑原 美桜里
------------	--------------	-------------	------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	-------------	--------------	-------------	------------	-------------



創意工夫展



メロンの会の手作り料理コーナー



表彰式



秋の盆栽と山野草展



高寺そば研究会



老人作品展

〈献血功労者〉

佐藤美佐子・長島 正博  
宮田 敏勝・満田 和志  
酒井 崇敦

〈ごほんコンテスト〉

●幼稚園の部  
最優秀 二瓶 愛灯 (東幼)  
優秀 本間 優叶 (東幼)  
優 秀 城郷奈野子 (南幼)

●小学校下学年の部

最優秀 二瓶 柚稀 (東小2年)  
優 秀 伊藤 蓮 (南小1年)  
優 秀 山本 心桜 (南小2年)

●小学校上学年の部

最優秀 二瓶 千怜 (南小5年)  
優 秀 桑原 睦 (東小4年)  
優 秀 山ノ内暖大 (東小5年)

●中学校の部

最優秀 猪俣 桃香 (坂中2年)  
優 秀 渡辺 琉華 (坂中2年)  
優 秀 鈴木 翔 (坂中2年)

※花いっぱいコンクールについては広報11月号裏面に、緑のカーテンコンクールについては、今月号の裏面に掲載していただきますので省略させていただきます。

〈男女共同参画川柳コンクール〉

●一般の部  
特 選 むぎせんべい (べんねーむ)  
「ありがとう その一言で円満に」

準特選 一耕 (べんねーむ)  
「嫁のくせに 女のくせに 御法度に」

●学生の部

特 選 小池 彩乃  
「父主役 母が夜勤の 台所」

準特選 鈴木 千裕  
「できる人 家事分担は 思いやり」

●ファミリーの部

特 選 小久保 実玖  
「母とする 洗濯たみと 女子トーク」

準特選 田崎 友康  
「ぼくだって ほんとは手芸 やりたいな」

# 除雪事業へのご協力をお願いします

地域や家庭にとって重要な雪道を守るため、マナーを守りましょう

**15cm以上の積雪があった場合には、除雪作業を行います**

今年も降雪の季節がやってきました。町では、通勤通学などの道路交通の安全確保のため、除雪に取り組んでいます。除雪の効果をさらに上げるため、町民のみなさまには下記のご協力をお願いします。



## ①玄関先の除雪にご協力を

道路を除雪した後は、玄関先や車庫前を塞いでしまうことがあります。各家庭で片付けてくださるようお願いいたします。また、一人暮らし・高齢者世帯などの玄関先は、地域で声をかけあって除雪のご協力をお願いします。

## ②路上駐車はやめましょう

1台でも放置車があると、除雪車が作業することができません。たった1台の放置車が地域全体の迷惑となりますので、絶対に路上駐車はやめてください。

## ③車道へ雪を出さないでください

除雪後に住宅や駐車場から再び雪が押し出されていることがあります。このような行為は、事故や渋滞の原因となりますので、車道へ雪を出さないようにしてください。

## ④問い合わせは行政区単位でお願いします

電話での問い合わせが多くなると、現場での対応が遅れます。効率の良い現場処理ができるよう行政区内で取りまとめた後、必ず区長・自治会長を通して下記まで問い合わせください。

## ⑤町除雪車での除雪が難しい箇所の除雪にご協力をお願いします

消火栓・防火水槽周りや町除雪車で除雪困難な歩車道などの除雪については、周辺に住む方や行政区等で除雪のご協力をお願いいたします。

## ⑥側溝に大量の雪を捨てないでください

片付けた雪を大量に側溝や用水路に捨てると下流で雪が詰まり、道路や家屋が浸水します。大量の雪を側溝に流さないでください。

## ⑦除雪作業車には絶対に近づかないでください

除雪作業車に近づくのは、事故などの恐れがあり大変危険です。除雪中は作業している車に絶対に近づかないでください。また、除雪作業をしている者や委託業者へ直接問い合わせるのは、除雪作業の遅れにつながりますのでお控えください。

除雪に関するお問い合わせは、

**区長・自治会長を通じて 建設課 都市土木班までお願いします**

☎ 84-1506 (FAX 83-1365) メール : kensetsu\_doboku@town. aizubange. fukushima. jp

# お持ちの「空き家」 もう一度活用してみませんか？

町は、所有者が「売りたい」「貸したい」とお考えの「空き家物件の情報」を、ホームページで広く紹介する「空き家バンク」を立ち上げました。

現在、町内に300軒を超える空き家が確認されていますが、利活用可能な空き家は、見方を変えれば、優良な地域資源の一つです。住宅は人が住まなくなると老朽化が早まりますし、野生動物のすみかや犯罪の温床となることも心配されています。そのような危険な空き家となる前に、ぜひ利活用をご検討ください。

また、空き家を「買いたい」「借りたい」とお考えの方も、ぜひ「空き家バンク」をご活用ください。自分に合った物件が見つかるかもしれません。



## 空き家バンクとは？

町内にある空き家などの所有者で利活用されたい方から、売買または賃貸を希望する申請を受けた情報を、町へ移住を希望する方や町内で住宅を探している方へ紹介を行うシステムです。

仲介は、町と協定を締結している協力事業者（町内の不動産業者）が行います。

詳しくは「会津坂下町空き家バンク」をご覧ください。政策財務課政策企画班までご連絡ください。

空き家バンクURL：<http://www.town.aizubange.fukushima.jp/site/akiya-bank/>



## 空き家内の家財道具などの処分費用を補助します

また、町は、空き家バンク登録物件と認められた空き家内に残存する家財道具について、処分または搬出にかかる費用の一部を**20万円を上限に**補助しています。本補助金は予算の範囲内で平成28年度限りの補助です。家財道具などが原因で空き家の活用を踏みとどまっている方がいらっしゃいましたらあわせてご利用ください。

### COMING SOON...

#### お試し居住用住居を整備中です

町へ移住を検討されている方が、町内の環境や雰囲気、日常生活の状況を実際に体験できるように、一定期間滞在できる「お試し居住用」の住居を、町内の空き家を活用し整備中です。本施設の整備により、移住の促進や地域間交流の推進、人口増加を目指します。

### 空き家等の適正管理をお願いします

空き家は所有者（相続人や占有者を含む）の財産です。建物の管理が行き届かないことが原因で、事故などが発生し、他人に被害を与えてしまった場合は所有者が責任を問われ、損害賠償を求められる場合があります。

町の安心・安全な生活のためにも、適正な管理をよろしくをお願いします。

#### 【問い合わせ先】

政策財務課 政策企画班 ☎ 84-1504

# チーム1人1人の力の結束が… 会津坂下町チーム ベスト8！ (シード権獲得)



県内55市町村が参加して『第3回市町村対抗福島県ソフトボール大会』が相馬市相馬光陽ソフトボール場で開催されました。会津坂下町チームは2回目の参加になります。

初出場した第2回大会では初戦敗退と悔しさの残る大会となり、大会後、冬期間から練習を積み重ねて大会に臨み、今大会は4回戦まで進出し、来年度シード権獲得のベスト8の成績を収めました。

相馬まで応援に駆けつけてくださった方、町民のみなさまの応援のおかげで勝利することができましたことに厚く感謝を申し上げます。

## ◆ 1回戦 10月15日(土)

会津坂下町 12 - 5 西会津町

## ◆ 2回戦 10月22日(土)

会津坂下町 9 - 5 塙町

## ◆ 3回戦 10月23日(日)

会津坂下町 10 - 3 小野町

## ◆ 4回戦 10月23日(日)

チー ム	1	2	3	4	5	計
会津坂下町	0	0	2	0	0	2
福 島 市	5	1	2	0	1*	9

ベスト4をかけ、強豪福島市と対決。

初回から県トップレベルの実力を見せられ5点を先制されます。会津坂下町は3回、先頭打者高畑が四球を択ぶと、1番今井が2塁打を打ち、1点を挙げ、さらに3番キャプテン成田庄栄のタイムリーで2点を返したものの、福島市は走攻守すべてで会津坂下町を上回っており、会津坂下町の反撃もおよばず、5回コールドでゲームセット。

ベスト8入りを果たすも、まだまだ課題が残るゲームとなりました。



成田庄栄キャプテン

昨年の第2回大会では初出場ということもあり、大会に向けた準備不足の感が否めませんでした。その経験から今大会は選手全員が結束して落ち着いて試合に臨むことができました。町民のみなさまの応援に後押しをいただき、ベスト8の成績、そして、今後に期待のできる結果を残せたと思います。第4回大会に向けては守備では

投手陣の安定した配球と変化球の取得を、攻撃では粘り強いバッティングと走力を活かした機動力ソフトボールができるよう練習をしていきます。最後になりますが、坂下の子もたちがこの活躍を見て、将来、代表チームに入りたいと思えるようなチーム作りを目指していきます。



**第4回大会では今まで以上に個々の技術、チーム力を向上させ、ベスト4を目指します！**

# あいづばんげ 『いにしえ街道』 マラソン大会 2016

町最大のスポーツイベントであるマラソン大会が10月16日に坂下南小学校前をスタート・ゴールに開催されました。

駒澤大学陸上競技部OBの安西秀幸選手をゲストランナーにお迎えし、1,085名のランナーが健脚を競いました。

天候にも恵まれ、コースコンディションも良く、多くの大会新記録が生まれました。

コース沿道にはたくさんの方が応援にかけつけ、ランナーに温かい声援を送っていました。



## ◆ 各部門優勝者（網掛けは大会新記録）◆

部門	氏名	所属	記録
中学生男子 5 km	押田 拓実	若松五中頑頑（が んがん）チーム	15分54秒
中学生男子団体 (5名の合計タイム)	若松五中行是（いこうぜ）チーム		1時間 23分43秒
高校生男子 5 km	佐藤 茂哉	ふくしま駅伝 西会津町チーム	15分53秒
男子39歳以下 5 km	若菜 優雅	ふくしま駅伝 喜多方市	15分28秒
男子40歳以上 5 km	高橋 宏典	北塩原村 駅伝チーム	16分59秒
男子50歳以上 5 km	高橋 誠	ふくしま駅伝 喜多方市	17分45秒
男子60歳以上 5 km	小桧山好一	夢心酒造	20分30秒
中学生女子 3 km	酒井 夕芽	会津美里町 駅伝チーム	10分23秒
中学生女子団体 (5名の合計タイム)	会津美里町駅伝チーム		54分32秒
高校生以上一般女子 3 km	鈴木 麻文	北塩原村 駅伝チーム	10分09秒
小学6年生 男子2 km	齋藤 泰聖	会津坂下学童 野球スポ少	6分58秒
小学6年生 女子2 km	芳賀 日南	喜多方市立 第一小学校	7分30秒
小学5年生 男子2 km	海老原智陽	よろしく真岡	6分58秒

部門	氏名	所属	記録
小学5年生 女子2 km	杉山 奈子	松前台小学校	7分26秒
小学4年生 男子2 km	古川晋太郎	猪苗代T&F	7分35秒
小学4年生 女子2 km	長谷川美花	塩川陸上 スポーツ少年団	8分00秒
小学3年生 男子2 km	渡邊 嘉泉	河東学園小学校	7分41秒
小学3年生 女子2 km	杉山 莉子	松前台小学校	8分01秒
一般ペアオープン 2 km	大場 悠 若菜 優雅	ロールキャベツ 男子大場	6分48秒
小学2年生 男子1 km	眞船 勝道	下郷旭田小学校	3分39秒
小学2年生 女子1 km	岩橋 菜乃	猪苗代T&F	3分50秒
小学1年生 オープン1 km	須田 結奈	塩川陸上 スポーツ少年団	4分07秒
親子（父と1年生） 1 km	青柳 有博 ・諒	城南小学校	4分15秒
親子（母と1年生） 1 km	増戸 美佳 ・心美	堀口ランナース	4分08秒
親子（父と園児） 1 km	酒井 健 ・綺苺	富岡幼稚園	3分51秒
親子（母と園児） 1 km	桑原ひとみ ・聖	坂下南幼稚園	4分34秒

# 児童・高齢者・障がい者虐待は私たちの身近で起こりうる問題です

## 児童虐待とは

### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

### 性的虐待

子どもへの性的嫌がらせなど



### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気になっても病院に連れて行かない など

### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い など

## 高齢者虐待とは

### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、また意思に反して身体を拘束された場合 など

### 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を制限する など



### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、嫌がらせによって精神的な苦痛を与える など

### 介護・世話の放棄・放任

治療を受けさせない、必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしない など

## 障がい者虐待とは

### 5種類に分類

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③心理的虐待
- ④放棄や放置
- ⑤経済的虐待



### 養護者による虐待

身の回りの世話や金銭の管理をしている家族や親族又は同居人等による虐待

### 障がい者福祉施設従事者等による虐待

施設やサービス事業所で働いている職員による虐待

### 使用者による虐待

障がい者を雇用している事業主による虐待

## 虐待をなくすために私たちが出来ること

児童・高齢者・障がい者の虐待は誰の身近にも起こりうる問題であり、それを防ぐために地域のみなさん一人ひとりの気づきや声かけなどの見守りが大切です。

「このままでは虐待になってしまうかも……」のように「虐待のおそれ」があると思った段階で、相談窓口へお知らせください。このとき「虐待である」という証拠は必要ありません。

なお、ご連絡をいただいた方のお名前が相手方に伝わることはありません。誰からのお知らせや相談かわからないように対応します。

## 虐待に関する相談窓口

【児童・高齢者・障がい者】 生活課 福祉健康班 社会福祉係 ☎ 84-1522

【児童】 福島県会津児童相談所 ☎ 23-1400 ※全国共通3桁ダイヤル「189」

【高齢者】 会津坂下町地域包括支援センター ☎ 84-2700



# ふれあい



# 親子体操

10月15日、金上コミュニティセンター附属体育館において「ふれあい親子体操」が行われました。講師にオリンピック体操選手でソウル・バルセロナ2大会連続メダリストの池谷幸雄さんを迎え、幼稚園年中から小学校2年生までを対象に親子35組70名と、共催であるZippyActionスポーツ・文化振興財団の5組10名を加えた80名が参加しました。体操を通じて「元気よく挨拶すること」、「体を動かすこと」、「夢を持つこと」などの大切さを教えていただきました。



ふれあい親子体操を共催していただいたZippyActionスポーツ・文化振興財団では、海外途上国の人々・団体・施設へ物資の支援を行っています。親子体操の参加者に、ご自宅の不要になった支援物資を持ってきていただき、10月26日、貧困などの理由からストリートチルドレンとなったフィリピンの子どもをサポートするために設立されたVirilanieFoundationへ配給を行いました。(http://www.zippy-action.asia/blog/)



子育てふれあい交流センター事業（主催：会津坂下町 共催：ZippyActionスポーツ・文化振興財団）

# 平成 28 年度 上半期の財政状況

平成 28 年度 9 月末現在の町の財政状況をお知らせします。平成 28 年 9 月末までの補正予算や前年度の繰越予算を含めた総額は、78 億 4,201 万 8 千円（繰越予算 1 億 9,812 万 7 千円）となり、歳入歳出とも予定通りに執行されています。町財政は、防雪サブセンター建設に係る造成工事などはありますが、前年度と比較して歳出は減少傾向にあります。歳入は、普通交付税は増額ですが、臨時財政対策債は国の施策により減額となっています。また、町債は事業終了などに伴い減額となり、前年度と比較して歳出同様減少傾向にあります。今後とも町の第五次振興計画後期基本計画に基づき、より効果的で効率的な行財政運営に努めてまいります。

上半期の主な事業としては、除雪機の購入や消防団災害時通信網整備、坂下南小学校プール改築工事などがおこなわれました。

## 一 般 会 計 (平成 28 年 4 月～ 9 月)

歳 入 (単位：千円)				歳 出 (単位：千円)			
科 目	予算現額	収入済現在高	収入率 (%)	科 目	予算現額	支出済現在高	執行率 (%)
町 税	1,535,100	915,808	59.7	議 会 費	100,501	52,268	52.0
地 方 譲 与 税	131,000	23,574	18.0	総 務 費	1,364,744	548,781	40.2
利子割交付金	2,000	615	30.8	民 生 費	1,799,261	778,767	43.3
配当割交付金	3,100	1,589	51.3	衛 生 費	441,019	201,608	45.7
株式等譲渡所得割交付金	800	0	0	労 働 費	9,433	7,342	77.8
地方消費税交付金	340,000	154,867	45.5	農林水産業費	665,094	245,622	36.9
自動車取得税交付金	22,000	5,431	24.7	商 工 費	176,935	138,094	78.0
地方特例交付金	5,965	5,965	100.0	土 木 費	835,711	134,430	16.1
地 方 交 付 税	2,949,640	1,975,867	67.0	消 防 費	369,897	248,019	67.1
交通安全対策特別交付金	2,600	1,237	47.6	教 育 費	894,160	448,061	50.1
分担金及び負担金	46,196	25,859	56.0	災 害 復 旧 費	16,053	8,490	52.9
使用料及び手数料	119,620	53,740	44.9	公 債 費	1,090,669	537,816	49.3
国 庫 支 出 金	632,975	164,829	26.0	諸 支 出 金	32,945	9,546	29.0
県 支 出 金	825,951	167,137	20.2	予 備 費	45,596	0	0
財 産 収 入	8,812	6,452	73.2	総 計	7,842,018	3,358,844	42.8
寄 附 金	17,901	19,054	106.4				
繰 入 金	25,203	0	0				
繰 越 金	298,141	298,142	100.0				
諸 収 入	210,112	61,560	29.3				
町 債	664,902	60,800	9.1				
総 計	7,842,018	3,942,526	50.3				

財調基金残高	74,329
減債基金残高	13,305

繰越予算の主なもの	
セキュリティ強化対策事業	18,000
地方創生加速化交付金事業	23,500
年金生活者支援交付金事業	69,205
南小学校プール改築事業	74,370

【問い合わせ先】 政策財務課 財務管理班 ☎ 84-1532

- 🌸 乳幼児・児童医療費受給資格証が新しくなります。
- 🌸 12月1日以降診療分から全国の医療機関等で自己負担なく受診することができます。

社会保険等に加入されている18歳以下のお子さまへは、申請により乳幼児・児童医療費受給資格証を発行しています。

12月1日から全国どこの医療機関等を受診しても原則窓口でのお支払いがなくなります。これにより乳幼児・児童医療費受給資格証の番号が変更になるため、受給資格証が新しくなります。

受給者世帯には既に新しい受給資格証を郵送していますので、ご確認ください。

#### ○ 新しい乳幼児・児童医療費受給資格証について

乳幼児・児童医療費受給資格証用紙の色	みどり色（ハガキの大きさです。）
対象者	社会保険等に加入している0歳～18歳までのお子さま ※社会保険等とは会津坂下町国民健康保険以外の健康保険加入者をいいます。 ※18歳までとは、18歳到達の最初の3月31日までをいいます。
受給資格証の使用開始日	平成28年12月1日以降、医療機関等（医科、歯科、調剤）を受診される際に健康保険証と一緒に毎回提示してください。 ※11月30日までは、オレンジ色の受給資格証をお使いください。
古い受給資格証について	古い受給資格証（オレンジ色）は、12月1日以降使用できませんのでご注意ください。受給資格証は、破棄していただくか、子ども課までお持ちください。

※社会保険等に加入しているのに受給資格証が届かない方、または会津坂下町国民健康保険に加入しているのに受給資格証が届いた方は、いずれも申請手続きが必要になります。子ども課まで申請をお願いします。

#### ○ 12月1日診療分から全国の医療機関等で自己負担なく受診することができます

※保険診療外分は、医療費助成の対象になりませんので、自己負担となります。

【 変更点 】	11月30日まで	12月1日から
自己負担なく受診できる医療機関等	会津管内の医療機関等	全国の医療機関等
自己負担が発生するケース	月の医療費が2万1千円を超える場合は、どこの医療機関等を受診しても自己負担が発生します。	原則、入院・外来・金額問わず自己負担が発生しません。
自己負担が発生した場合	町子ども課に申請していただくことで町からお支払いします。次のいずれかの方法で申請してください。 ○申請書に領収書を添付する。 ○申請書に医療機関等からの証明を受ける。	

#### 【ご注意ください！】

国民健康保険組合等に加入されている方は、12月1日以降も今までと変わらず、自己負担なく受診できる医療機関は、会津管内の医療機関等です。自己負担が発生するケースは、月の医療費が2万1千円を超える場合です。自己負担が発生した場合は、忘れずに申請してください。

【問い合わせ先】 子ども課 子ども支援班 ☎ 84-3712

# 介護についての相談、認定の申請をしたら、 次は「要介護認定調査」です！

役場の窓口で要介護認定の申請をされた後、申請者の心身の状態や普段の生活の様子についてお話をうかがう「認定調査」を行います。

## Q1. どこでやるの？調査員ってどんな人？



- 【場 所】入院中の方・・・病院      在宅の方・・・ご自宅  
【調査員】初めて認定を受ける場合・・・町の職員  
2回目以降の更新の場合・・・地域包括支援センターや町が委託契約を結んでいる居宅介護支援事業所等の介護支援専門員（ケアマネージャー）の資格を持つ者。

## Q2. 調査っていつやるの？どれくらい時間がかかる？



- 【調査日時】平日の午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝祭日・年末年始の調査は行えません。  
詳しい日時については、後日、申請書に記入された連絡先へ担当者が連絡し、ご相談します。  
【所要時間】1人あたり1時間程度  
なお、認定調査の際には、本人だけでなく、ご家族からお話をうかがいます。そのため、ご家族の同席をお願いします。

## Q3. どんなことを聞かれるの？



名前、生年月日といった基本的なことから普段の食事・起床・就寝の時間、トイレや入浴、買い物はどのようにされているか等、生活の様子についてうかがいます。精神的な部分では、物忘れや認知症の症状があるかどうかについてもお聞きします。  
また、お身体の状態を把握するために、実際に歩く姿や寝返りの様子を見せていただいたり、肩や膝の動きを確認させていただきます。

## 要確認！！ — 認定調査の前に確認をお願いいたします —

### ①認定調査を受けることを本人は同意していますか？

もし、認知症などの理由により本人の同意が得られないものの認定を受けたいという場合には、事前に役場までご相談ください。

### ②精神面、認知症の症状について本人の前でお話をしても大丈夫ですか？

本人の前で認知症症状について話さないでほしい場合には、ご本人への聞き取りの後、ご家族にのみうかがうなどの対応をしますので、調査前に役場や調査員へご相談ください。

### ③調査前に本人の身体の状態や行動で気になる点、心配な点をメモに書き出すなどして整理してください。

調査の際には、状況や行動について具体的にお話をうかがいますので、調査がスムーズに進められるよう、日頃の生活の様子について振り返りをお願いします。



## <要介護認定の流れ>

申請 ⇒ 認定調査・主治医意見書 ⇒ 一次判定 ⇒ 二次判定 ⇒ 認定結果  
認定結果が出るまでには、1か月～1か月半程度の時間がかかりますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】 生活課 保険年金班（⑤窓口） ☎ 84-1513

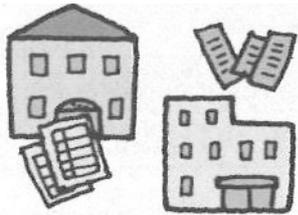
# 国保の おはなし

## 平成 30 年度から国保運営が 「町」から「県」へ変わります！

国保制度改革に伴い、平成30年度から国保運営の主体が市区町村から都道府県に移行することになります。現在、県を中心として、これに向けた協議が進められています。

これにより、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などが期待されています。

### 《現行》町が運営 ⇒ 《改革後》県が中心的役割



**県：**財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととなります。

**町：**資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など、きめ細かい事業を引き続き行うこととなります。

### 医療費の返還請求って？

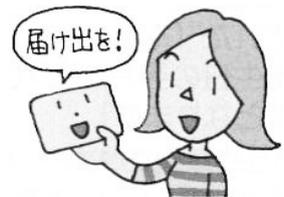
医療費は、自己負担分以外はその時点で加入している健康保険が残る全額を医療機関に支払っています。

国保を脱退（資格喪失）した後に国保の保険証を用いて医療機関を受診してしまった場合などは、保険者負担分は国保に請求されてしまいます。しかし、これは国保加入者の分ではないので、国保で負担すべきものではありません。よって、返還していただく必要があることがあるのです。（※国保の保険負担分は、国保加入者が納めた国保税などから支払われています。）

対象となる方には、世帯主宛に役場から「返還請求通知・返還額明細・納付書」を送ります。

返還請求通知などが届きましたら、同封の納付書により、納付期限までに町内の金融機関（ゆうちょ銀行を除く）で納付をお願いしています。なお、納付した分は、本来加入しているべき健康保険に申請をすることで、返還額と同額の支給を受けられます。

国保脱退の手続きをせずにいると、誤って脱退しているはずの国保の保険証をうっかり使ってしまうこともありがちです。他の健康保険に加入された際は、速やかに切り替えの“届け出”をしましょう。



### 納税と滞納の不合理な関係

国保税に限らず、税は負担能力などに応じて課税され、大多数の善良な納税者にきちんと納めて頂いています。しかし、滞納のある方も少数ですがいることも事実です。滞納分は収入として見込めませんから、その分は税率などに上乗せせざるを得ないこともあるのです。

また、滞納があることにより、必要なサービスが受けられなかったり、差し押えなどの処分を受けたりすることもあります。

滞納は、自らが不利益を被る場合があるほか、多くの善良な納税者に過大な負担や迷惑を掛けることでもあるのです。

※今月は、国保税の第6期分の納期です。お納め忘れのないようお願いします！

【問い合わせ先】 生活課 保険年金班（④窓口） ☎ 84-1501